

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8 月 8 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第55号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(出納通知) 第24条 (略) <u>2 前項の規定は、財務規則第2条第15号に規定する支出負担行為担当者が物品を取得のため受入れをさせようとするときに準用する。</u> <u>3 物品出納員は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の通知に係る物品の出納をしようとするときは、その出納が当該通知の内容に適合しているかどうかを確認しなければならない。</u>	(出納通知) 第24条 (略) <u>2 物品出納員は、前項の通知に係る物品の出納をしようとするときは、その出納が当該通知の内容に適合しているかどうかを確認しなければならない。</u>
(備品類等の照合) 第27条の2 物品取扱員は、所管する物品管理職員の命を受けて、毎年度、第39条第1項第1号の物品管理簿の備品類及び消耗品類（郵便切手類を除く。）に係る記載内容と現物を照合確認しなければならない。	(備品類の照合) 第27条の2 物品取扱員は、所管する物品管理職員の命を受けて、毎年度、第39条第1項第1号の物品管理簿の備品類に係る記載内容と現物を照合確認しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。